

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 建物・付属設備・車両運搬具・器具備品・・・定額法

② リース資産：所有権移転外ファイナンスリース・・・リース期間定額法

#### (3) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金・・・支給対象期間基準に基づき計上している。

③ 退職給付引当金・・・退職給与規定に基づき、期末要支給額を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、「一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会」による退職給付制度に加入している。

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

1. 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

2. 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

3. 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

4. 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

5. 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

※当法人では収益事業を行っていないため作成していない。

6. 百楽荘拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）  
 7. 百楽荘拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）、事業活動明細書（会計基準別紙4）  
 当法人の各拠点区分におけるサービス区分の内容は、以下のとおりになっている。

- ア 百楽荘(社会福祉事業)  
 「法人本部」  
 「居宅介護支援事業所 百楽荘」  
 「デイサービス 百楽荘」  
 「特別養護老人ホーム 百楽荘」  
 イ 百楽荘 寺川館(社会福祉事業)  
 「本部 寺川館」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	114,361,144	161,774,730	0	276,135,874
建物	318,867,212	0	10,216,160	308,651,052
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	443,228,356	161,774,730	10,216,160	594,786,926

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)に規定する基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し  
 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	114,361,144 円
建物（基本財産）	308,651,052 円
合計	423,012,196 円

担保にしている債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	145,320,000 円
合計	145,320,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	276,135,874	0	276,135,874
建物（基本財産）	391,207,290	82,556,238	308,651,052
建物付属設備	3,412,500	2,648,625	763875
車両運搬具	5,216,790	5,216,788	2
器具及び備品	19,847,413	19,137,216	710,197
リース資産	5,717,700	5,352,930	364,770
建設仮勘定	7,650,000		7,650,000
合 計	709,187,567	114,911,797	594,275,770

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

財務諸表中、間接法により表示しているため本項記載は省略する。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の  
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上